

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読のうえ見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署長 佐野 由輝

1 見積合わせに付する事項

- (1) 工事名 生田原車庫解体撤去工事
- (2) 工事内容 別紙仕様書等のとおり
- (3) 工事場所 紋別郡遠軽町生田原 1 4 3 - 3 生田原合同森林事務所敷地内
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)」に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事の受注者は排出事業者として、本工事に伴い発生する廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に沿って適正に処理する必要がある。

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、業種区分が「建築一式工事」又は「土木一式工事」、もしくは解体工事の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和

24 年法律第 100 号) に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任の義務は有しない。

ア 主任技術者にあつては、2 級土木施工管理技士、2 級建築施工管理技士又はこれと同等の以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

(ア) 主任技術者にあつては、1 級建築士又は 2 級建築士の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、1 級建築士の資格を有する者であること。

イ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、上記アに定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 配置予定技術者については、資料提出日前に 3 ヶ月以上継続雇用している者であること。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。

(7) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類及び（4）の配置予定技術者に関する証明書類、さらに委任状がある場合は委任状を見積書提出の際に併せて提出してください。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

(1) 仕様書等を示す場所

北海道森林管理局ホームページ

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>)

(2) 問い合わせ先及び見積書の提出先

網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北 4 丁目 1 番地 1

電話 0158-42-2165

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和7年11月20日から受け付け、令和7年12月8日を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。
- (2) 見積書の提出にあたっては、持参の他、郵送等による提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「生田原車庫解体撤去工事見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1～2日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とします。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局随意契約見積心得』

7 契約保証金

免除します。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記（1）において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

契約書を作成し取りかわします（契約の相手方が決定したときは、遅滞なく7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとします。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期日を考慮するものとします。）。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (4) 完成検査完了後の支払いにあたっては、適正な支払請求書が到達した日から30日以内に代金をお支払いします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>
I)

をご覧ください。